

三原市大和人権文化センターだより

「インターネット人権相談」を活用してみませんか

対面や電話で相談しづらい幅広い悩みに対応するため、インターネット上の専用フォームから人権相談を受付けます。

【相談の流れ】

- ① 市ホームページ上の専用フォームに相談内容を入力してください。
- ② 相談内容を人権相談員が確認し、メールで相談者に回答を送信します。
- ③ 相談者からのメールの返信があれば、人権相談員が再度回答します。



相談専用フォーム



【相談内容の例】

虐待・いじめ・部落差別（同和問題）・性差別・高齢者差別・外国人差別・障害者差別・パワハラ
セクハラ・インターネット上の誹謗中傷・犯罪被害の相談など、あらゆる人権に関する相談

生花教室

教室は、季節ごとの花を生けます。

8月は、お盆のお花を生けました。



年4回開催しています。

興味のある方はご一報ください。

材料代2千円程度

次回12月開催予定



人権の碑

この碑は、生まれた時から厳しい部落差別を背負い、騙されてマレーシアに売られ、「からゆきさん」として波瀾万丈の人生を生き抜いた「善道キクヨさん」の墓碑と、その周辺を人権公園とし、人にやさしいふるさとを築き差別のないまちづくりを誓い、棕梨に「人権の碑」が建立されました。

環境整備（8月4日実施）



大和人権文化センターで記録集、写真などを展示しています。お気軽にお立ち寄りください。

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。（代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません）

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係（電話：0848-67-6175）へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

とき 9月15日(金) 9:00~12:00

ところ 大和人権文化センター 会議室

相談内容 くらしの相談・人権相談

相談員2名で対応します。今回は、10月20日(金)の予定

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(電話 0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

気軽にお越しください(電話も可)

とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)

ところ 三原市大和人権文化センター

電話 0847-33-1308



人権のひろば



学ぼう！ESDGs (持続可能な開発目標) (13)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

12 つくる責任
つかう責任



【目標 12. つくる責任つかう責任】

生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとることを掲げた目標です。

過剰な物の生産や廃棄が招く様々な課題を解決するために掲げられました。世界で生産されている食品の約3分の1(13億t)が捨てられています。日本の学校給食でも、児童や生徒1人あたり、1年間に約7.1kgの食べ残しがあります。

この目標を達成するには、私たちにできることは何でしょうか。最初に取り組みたいのがゴミの削減への協力です。例えば、コンビニエンスストアから始まった「てまえどり」です。すぐに食べる商品は、棚の手前にある賞味期限が近い商品や見切り商品から順番に購入していくことで、食品の廃棄を減らすことにつながります。

また、使い捨てが当たり前だったものを繰り返し使えるものに切り替えることも、ゴミの削減につながります。例えば、レジ袋をマイバックに、プラスチック製のカップをマイボトルに変えるなど「マイ〇〇」を使うことでゴミが増えることもなく、金銭的にもメリットがあります。いつもかばんに「マイバッグ」「マイボトル」を持ち歩くことから始めてみませんか。

ゴミはどうしても出てしまうことはあります。補修や手入れをして使ったり、自分にとっていないものでも、誰かが欲しいと思っていることもあります。フリーマーケットやリユースショップを利用することもいいでしょう。

(出典：公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「持続可能な世界 SDGs CLUB」)

★きょうは何の日？ 9月 人権カレンダー



9月21日 国際平和デー(International Day of Peace)

国連が定めた記念日です。国連広報センターのウェブサイトでは、次のように掲載されています。

すべての国、すべての人々にとって共通の理想である国際平和を記念、推進していく日として、すべての国連加盟国、国連機関、地域組織やNGO、そして個人に対して、この日を適切な方法で祝うよう呼びかけています。国連が「国際平和デー」を最初に宣言したのは1981年です。(省略)2002年からは、毎年9月21日を「国際平和デー」に定め、以後、世界の停戦と非暴力の日として、すべての国と人々に、この日一日は敵対行為を停止するよう働きかけています。